



発行所 福井県大野郡 和泉村 下穴馬 912-02 中竜 912-03

(昭和47年9月1日現在)

Table with population statistics: 村の人口 (Village Population), 出生 (Births), 死亡 (Deaths), etc.

村の面積 332.60 km<sup>2</sup>

今月の目標 (This month's goal) with 4 points: 1. 天高く馬肥ゆる秋となり... 2. 食欲の秋に健康な体力づくり... 3. 読書の秋です... 4. 読書の秋です...

この登録要件を今回の選挙にあてはめて見ると、次のようになります。
◇住所要件
十月十二日の基準から三カ月さかのぼった当日の翌日(七月十三日)から引続き本村に居住し、住民基本台帳に記録され、または転入の届出をした者が有資格者となります。

◇年令要件

十月二十二日の選挙期日現在で満二十才に達する者で次の(1)の住所要件を満たしている者が有資格者となります
(1)十月十二日の基準日までに、三カ月以上の住所要件を満たしている者で同日に満二十才に達していない者でも十月二十二日の選挙期日までに満二十才に達すれば、有資格者として登録されます。

投票用紙の色別は次のとおり

- 白色 村長選挙
赤色 村議会議員補欠選挙

三才児以下の医療費無料に

村議会九月定例会終る

和泉村議会第六十六回定例会は、九月二十五日招集され、昭和四十七年度補正予算など九案件を原案どおり可決確定し、会期一日で閉会しました。
おもな議案内容は、次のとおりです
一、住民登録施行条例の廃止について
住民登録法の改正により必要がなくなった旧条例を廃止しました。
一、和泉村乳幼児医療費助成に関する条例の制定について
三才児以下の医療費を無料にするための新しい条例を制定しました。これは県下で始めて
一、和泉村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

村長・村議会議員補欠選挙

投票日は 十月二十二日

十月十五日 告示 十月十六日午後五時 立候補締切り

村選挙管理委員会は、去る九月二日開催され、任期満了による「和泉村長選挙」および「和泉村議会議員補欠選挙」を十月二十二日に執行することを決定しました。
したがって、選挙期日の告示は十月十五日、立候補締切りは十月十六日午後五時まで、投票は和泉村役場ほか四ヶ所の投票所で行なわれ、午後八時から朝日小学校で即日開票することになりました。選挙事務日程の主なものは次のとおりであります。

投票所及び投票所開閉時刻表
Table with columns: 投票区名, 投票所施設名, 投票時間

十月十二日(木)
選挙人名簿選挙時登録日

選挙人名簿選挙時登録基準日 十月十三日(金)
選挙人名簿縦覧開始(十四日まで)
立候補届出、推せん届出書類事前審査(午後二時から役場にて)
十月十五日(日)
選挙期日の告示
立候補届出、推せん届出受付開始
受付期間 十月十五日～十六日まで
受付時間 午前八時三十分から午後五時まで
選挙事務所設置届出受付開始
出納責任者選任届出受付開始
選挙立会人届出受付開始(十月十九日まで)
不在者投票受付開始(十月二十一日まで)
公営施設使用による個人演説会開催
届出受付
十月十六日
立候補届出、推せん届出期限
十月十七日
公営施設による個人演説会開催
十月十八日
投票記載所の氏名等の掲示順序決定のくじ
時刻 午前九時から
場所 和泉村役場

登録基準日は 10月12日

縦覧10月13日14日の二日間

任期満了による村長選挙および村議会議員補欠選挙における選挙人名簿、選挙時登録の基準日および登録の期日は、次のとおりです。
登録の方法
登録の期日 十月十二日
登録の基準日 十月十二日
名簿縦覧期間および場所
昭和47年10月13日から14日まで
縦覧場所 和泉村役場
登録の要件

◇しあわせは、明るく正しい選挙から

◇ 政治は、あなたが主役です

# 中小企業退職金制度について

## 掛金に県が補助

この制度は、「中小企業退職金共済法」という法律で定められ、国の援助も確実な退職金が支給できるようにするものである。そのしくみは、事業主が、中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を結び、従業員が退職するまで、毎月一定の掛金を掛けます。事業団は、従業員が退職したときは直接その従業員に、その人のために掛けられていた掛金額とその納付月数によって、法定の退職金を支払うというものです。

以上三百人（商業・サービス業等では五十人）以下の企業のことをいいます。

○ 企業規模三百人までが加入できる業種

製造業、運輸業、建設業、鉱業、農林水産業など

○ 企業規模五十人までが加入できる業種

商業（卸・小売業）・サービス業（事業協同組合・旅館・理容等）

◎ 加入の手続は

◎ 加入できるのは中小企業のみ  
中小企業とは、常用従業員が一人

## 新しい農業委員決まる

九月十七日執行された和泉村農業委員会委員、次の方々が無投票当選され、村選挙管理委員会から当選証書が交付されました。

新しい委員（届出順）

- 原 源 蔵(40) 新 朝日前坂
- 吹 屋 与 市(52) 現 貝 皿
- 長 嶋 惣 松(62) 新 後 野
- 新 井 太 郎 佐(61) 現 川 合
- 三 橋 静 衛(62) 新 角 野前坂
- 松 田 衛(45) 現 下 大納
- 高 崎 弘(47) 現 伊 大納
- 幅 下 利 夫(46) 現 上 大納
- 清水 一 英(32) 新 下 山
- 谷 口 清 次(38) 現 角 野
- なお、右十名の委員のほか、次の方も推せん委員に選ばれました。
- 農業協同組合推せん委員
- 森 尾 正(69) 現 板 倉
- 村 議 会 推 せん の 委 員 (9月25日)
- 朝 日 牧 雄(63) 現 朝 日

所定の申込用紙に、必要なことを記入し、申込金（掛金一カ月分）を添えて、銀行または信用金庫の窓口へ差し出して下さい。

ら、私共は、大きな地震が起った場合の心構えを常日頃養っておかなければならないと思います。

◎ 毎月の掛金は  
掛金月額には四百円〜四千円まで十六種類がありますので、そのうち一つを選んで掛金額として下さい。

そこで本号より「地震の心得」と題して、毎月掲載する所存でありますので、充分認識され、かつ研究されますよう切望いたします。

◎ 県の補助金の額

昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に従業員をこの制度に加入させた事業主のうち共済掛金を一年間納めた場合、その加入契約時における掛金の十二カ月分の二パーセントが補助されます。この補助金は一人に対し一回限りです。

一、心得十ヶ条

詳細については役場企画室、または商工会へお問い合わせ下さい。

地震が起ったとき、各人がどのように行動したらよいかということについて、いろいろなことが考えられるが、その主なものは次の十ヶ条である。

## 地震の心得

地震の統発に備えて

去る八月三十一日に起った地震は、相当大きくゆれて、私共をびっくりさせましたが、その後毎日のように大小の余震が続き、新聞、テレビが大きく報道したこともあって、住民の皆さん方の中には多少の不安を持たれた方があると思います。

## 造林地下刈の補助金を

和泉村選挙管理委員会では、去る九月二日委員会を開き、農業委員会委員選挙関係の議案審議のあと平野委員長辞任（委員も辞任）に伴ない後任委員長に吉岡淳氏（上大納）を選任しました。

また、新しく委員に谷義明氏（下山）が補充されました。

今年下刈りをされた方で、これに該当する方は補助金の交付を申請して下さい。（申請書は、役場業務課にあります。）

今回の地震の震源地は、白鳥と石徹白の境で地下二十千米の地点であるといわれており、震度は、長野発電所の記録で三度（福井地震が七、二度）という事になっております。

村では、余震が毎日続くことに心配して、福井気象台や県消防防災課へ電話して、いろいろ問合せをしたり調査を頼んだりしましたが、気象台の話では、大きな地震の後には、必ず余震がしばらく続くのが常法です。そうしたしばらなく続くのが常法です。そうしたしばらなく続くのが常法です。そうしたしばらなく続くのが常法です。

マイホームを新築の方へ  
税金が戻る耳よりな話し  
マイ、ホームを新築すると、税金六万円が払い戻されます。ただし違反建築は除外されます。



今年から税制が改正され、適法な手続きを経て、住宅を新築した人、適法な新築住宅を購入した人には、毎年二万円づつ三年間計六万円の税金（所得税）が払い戻されます。

一、昭和三十六坪）以下で自分が居住するもの  
一、延べ面積が一〇〇平方メートル（約三六坪）以下で自分が居住するもの  
一、昭和三十七年一月一日以降に着工されたもの

◎ 払い戻される額  
三、三平方メートル（坪）当り一〇〇〇円、最高二万円を年額として三年間合計六万円  
◎ 払い戻しを受ける手続き  
一、最初の年は次の書類を添えた確定申告書を税務署に提出します。

◎ 家屋登記簿謄本  
◎ 工事請負契約書又は家屋売買契約書  
◎ 住民票  
二、二年目、三年目に提出する書類は確定申告書のみ

分譲住宅を買った場合は必ず業者に確認通知書又は写しを請求すること。このほか詳細については税務署に問い合せて下さい。

### 苦情・意見・要望等はありませんか

#### どんな事でも気軽ににご相談下さい

- △国の仕事について△
- △県の仕事について△
- △村の仕事について△

「行政」と一口にいっても、その範囲は非常に広く、内容もまた複雑で私達の日常生活から地域開発に至るまで、あらゆる面を占めています。

このように、秋達の生活と切離すことのできない「行政」が、うまくいっているか否かは、ひいては私達の生活に直接影響をおよぼすこととなります。

「行政」の分担については、国の仕事、県の仕事、市町村の仕事というようにそれぞれ分れており、お互いに機能的連繫を保ちながら進められています。

そこでこれらの「行政」がどうしたらうまく行われるかを考えねばなりません。それには行政事務にたずさわる者の心構えが最も大切であることはいうまでもありません。それと共に、住民の意志反映という要素が加わることにより、よりよい行政の進展が期待できると思います。

国では、住民の苦情、意見、要望を吸い上げるパイプ役として、各町村に行政相談委員を置いてあります。県は公聴制度を設け、各市町村に県政広聴員を委嘱して、地域住民の声を県政に反映する努力をいたしております。また、これらの制度は、聞き捨てではなく、責任ある回答がなされるのが特徴です。

村では、これらの制度を、少しでもより多く活用してもらうために、年に何回か行政相談を行ない、国のことばかりではなく、県のこと村のことも含めていろいろご相談を承っております。行政相談委員にしても、県政広聴員にしても、何れも村の人達です。

ら、いろいろな苦情、意見、要望等について、気軽に話を持ちかけて相談してほしいと思います。また役場へ直接申し出られても結構です。

◎行政相談委員

谷口豊成氏(上大納)

◎県政公聴員

三島藤市氏(朝日)  
登久男氏(上大納)

10月15日から10月21日：行政相談週間

### 山村と林業

山村の将来は明るく、今植えている木は大きな財宝となるでしょう。私達は常に林業の仕事を通じて皆さんの住んでいる山村を明るく豊かなものにし、たいと努力してありますが、林業を取り囲んでいく悪い条件の「カベ」は意外に厚くなかなか破ることはできません。しかし私達は山林こそが将来限りない宝庫であると思っております。現在林業は、社会的にもまた経済的にも悪い条件の中にあることは事実です。そこで林業、とくに造材事業の推進を阻んでいる原因をみますと

- 一、造林意欲の減退と林業労働者の不足
- 一、木材の将来に不安がある
- 一、木材も米作りのように生産過剰にならないか
- 一、今植えた木が伐期にきたときの木材の価格がどうなるか
- 一、農林業の収入だけでは家計をまかなえない
- 一、林業は長期間収入がない

◇選ぶ目が、生きて伸びゆく地方自治

このように阻害要因をあげれば他に数多くありますが、この原因は身近に高賃金のとれる職場があり、それを求めているからだと思います。しかし今一度植えてある木と住んでいる山村の価値を掘り下げて考えてみましょう。

先ず木材の将来性を考えますと現在日本の木材需要は一億立方メートルといわれその内外材は半分を占めています。

このまゝでいくと、世の中が進むにつれて多くなるのが当然で開発のおくれている国の高度化が急速に進められている現在世界の木材需要は近い将来飛躍的な量となって世界的な木材ききんを予測する人さえもいます。今植えている木と外材との関係は、現在輸入している外材はどの国でも海岸に近い平地林から伐り出されています。しかし将来は、このような地帯はわずかで日本と同じような山岳地帯の開発となるといわれています。このようなことから輸入はだんだんむつかしくなることが予想されます。集成材材と日本材とは、自然のもろみを求めて、木材は珍重されます。成形材とは工場生産し品質改善や研究開発が行はれ最も手ごわい相手となるでしょう。人間は自然のものを好み生活の中で住宅はコンクリートの中でさえ木材が使用されます。以上の木材と山林の将来性について記しましたが、このことについて、皆さん方、自身も検討していただ

き、これらの要求にそなえて、植林に力を入れ、山村林業をとり囲む暗い条件を克服して林業にがんばっていきたいことです。

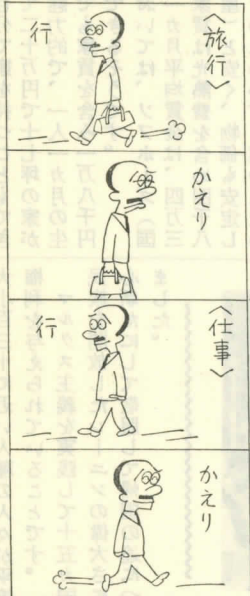
### いつまでもお幸せに

老人の日 婦人会 演芸の夕べ  
青年団

いつまでも健康でお幸せに。九月十五日の敬老の日は、全国で多彩な行事が行われましたが、本村でも七〇才以上のおとしよりを招き、朝日小学校で、永年にわたって社会の発展に尽くされたお年寄りの労をねぎらうため、婦人会、青年団、昇竜太鼓保存会などの皆さんが一踊りや歌、太鼓の演芸を披露し、集まられたお年寄りに心から楽しい一日をすごしていただきました。

また、二日前の十三日には、今年八十八才の「米寿」を迎えられた朝日の富田喜太松さんと川合の新井小太郎さん。本村の最高令者で、今年九十一才になられた後野の真守富太郎さんと朝日の朝日啓太郎さんに、それぞれお祝の品々を持って、高志福祉事務所森本所長、平野助役、谷口老人クラブ会長らが自宅を訪問されました。

### モス 旅行



### 神無月



毎日の新聞をにぎわしているのが交通事故、その中でも歩行者の事故がめつきりふえてきているように思われます。

私も車を走らせている一人です。いつも車を運転して思っているのですが、最近、横断歩道において歩行者が車は必ず止まるものと思つて確認もせず、ゆうゆうと横断する者が目立っているように思われます。

もちろん車は横断歩道において、横断するものがいたら、必ず車を止めることが義務づけられております。

先日道路の前方に、二、三人の人が歩いておりましたので、あらかじめスピードを落して、徐行して進行したところ、いきなり道路を横ぎってきた人がありましたが、徐行していたところなので、無事でした。しかし、このようなことは、たびたびあります。

歩行者は横断歩道においても他の道路にあっては、道路を横ぎろうとするならば、必ず車が止まるのを確認してから渡るのが本当ではないでしょうか。もっと自分のいのちを大切にしたいものです。

歩行者は必ず右側を歩くようによく望みます。中には、ゆうゆうと道路のまんなかを歩いて、車がきても片側に寄ろうとせず、ひくならひいてみるというわんばかり、車が人をきけて通っている始末ではないでしょうか。

とくに夜間など対向車のライトで歩行者を見落すことがあります。

ハンドルを持つ人も、道を歩く人もお互いに気をつければ、大半の事故は防げるのではないのでしょうか。そうして毎日を愉快に過ごしたいものです。

